

医療DX推進体制整備加算について

当クリニックでは、令和6年6月の診療報酬改定に伴う、医療DX推進体制整備加算について以下の通り対応を行っております。

- ・オンライン請求を行っております。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧又は活用できる体制を有しております。
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在準備中です。

(令和7年9月30日まで経過措置)

- ・マイナンバーカードの健康保険証利用についてお声かけ・ポスター掲示を行っております。
- ・医療DX推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施する為の十分な情報を取得し活用して診療を行うことについて、当クリニックの見やすい場所及びホームページ上に掲示しております。